





ごあいさつ

蒲郡市では、これまで本市の特色であるコンパクトな都市構造の中で、人口減少への対策や土地利用規制などを行いながら、住みやすい生活環境の確保に努めてきました。

今後もさらなる人口減少・少子高齢化の進行が予測されていることから、市民の皆様が安心して便利に生活できる環境を確保し続けることが重要になります。

全国的にも人口減少・少子高齢化に対応した、これまでとは異なる新たな取り組みが求められており、転換期を迎えています。

このような状況を背景に、居住や日常生活に必要な施設がまとまって立地することで持続可能なまちを目指す「立地適正化計画制度」が、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部改正により創設されました。

そこで、本市では、人口減少・少子高齢化が進行する中であっても、コンパクトなまちを活かした、市民の皆様が「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちの実現に向けて「蒲郡市立地適正化計画」を策定しました。

まちづくりの基本理念を「住み慣れた蒲郡を時代の変化に対応しながら次世代へつなぐまちづくり」とし、将来都市像を「多世代が健康で安心して暮らせるまち」として掲げた本計画に基づき、今後、さまざまな取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました蒲郡市立地適正化計画策定委員会委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和元年7月 蒲郡市長 稲葉 正吉



# 目次

---

## 序章 蒲郡市立地適正化計画について -----序-1

- 1 立地適正化計画の概要 -----序-1
- 2 蒲郡市立地適正化計画の策定の背景 -----序-2
- 3 蒲郡市立地適正化計画の枠組み -----序-5

## 第1章 まちづくりの方針 -----1-1

- 1 まちづくりの基本理念 -----1-1
- 2 将来都市像 -----1-1
- 3 まちづくりの基本方針 -----1-2
- 4 将来都市構造 -----1-3

## 第2章 居住誘導区域 -----2-1

- 1 居住誘導区域とは -----2-1
- 2 居住誘導区域の設定方法 -----2-1
- 3 居住誘導区域の設定 -----2-4

## 第3章 都市機能誘導区域 -----3-1

- 1 都市機能誘導区域とは -----3-1
- 2 都市機能誘導区域の設定方法 -----3-1
- 3 都市機能誘導区域の設定 -----3-2

## 第4章 誘導施設 -----4-1

- 1 誘導施設とは -----4-1
- 2 都市機能施設について -----4-1
- 3 誘導施設の設定 -----4-4
- 4 都市機能誘導区域外の都市機能施設について -----4-6
- 5 公共施設の再配置について -----4-7

## **第5章 誘導施策** -----5-1

- 1 誘導施策について -----5-1
- 2 都市機能誘導区域における誘導施策 -----5-4
- 3 居住誘導区域における誘導施策-----5-6
- 4 立地適正化計画区域における施策 -----5-9
- 5 公共交通に関する施策----- 5-10
- 6 公的不動産の活用 ----- 5-10

## **第6章 計画の推進と目標値** -----6-1